

別添

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その3）

本基準は、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第40条の規定を実施するため、毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の具体的な廃棄の方法を定めたものである。

本基準は、一般的に広く適用しうる方法であるが、廃棄される毒劇物の量又は当該毒劇物に含まれている他の物質の種類及び量等により、本基準が実施できない場合は基準の細部についての変更若しくは本基準と異なる方法を採用しても差し支えない。いずれの場合においても、廃棄処理に伴う生成物等について検討を行い、水質汚濁防止法等関連諸法令に適合するよう十分留意しなければならない。

なお、本基準の構成は次のとおりである。

- 1 品目—毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物指定令で掲げている毒劇物の名称を示し、これと異なる一般名があるときは、かつこ書きでその名称を記載した。また、毒劇物の名称が包括的である場合は下段に具体的な毒劇物を例示した。
- 2 廃棄方法—具体的な廃棄方法を示し、〈備考〉として、廃棄を行う際に注意すべき事項を記載した。
- 3 参考として、廃棄方法により生ずる生成物検定法及びその他(毒劇物の物性、取扱い上の注意等)を必要に応じて示した。